

長岡崇徳大学における内部質保証に関する基本方針

令和 6 年11月 1 日制定

令和 7 年10月29日改訂

長岡崇徳大学は、内部質保証を推進するため、以下の通り、方針を定める。

1. 内部質保証に関する大学の基本的な考え方

本学は、「生命の尊重を基盤とした豊かな人間性と倫理観を涵養するとともに、専門的知識・技術を修得させ、科学的根拠に基づいた判断力と問題解決能力を養い、多職種と連携・協働して地域社会における保健・医療・福祉の向上に貢献できる看護専門職者を育成する」（学則第1条）という教育目的に基づき、教育研究の充実と発展を図り、地域貢献の使命を達成するために、以下のような内部質保証の方針及び体制を定め、恒常的に自らの責任により大学の教育・研究、地域貢献、国際活動等の活動の改善を行う。

2. 内部質保証の推進者・組織と役割

- (1) 学長は、自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善結果の確認、公表及び PDCA サイクルの検証に係る最高責任者として、全学的な立場から内部質保証システムの推進に責任を負う。
- (2) 内部質保証推進室
自己点検・評価の基本方針の策定、基本方針に基づく改善結果の点検、改善事項の監理、結果の公表を担い、内部質保証推進に責任を負う。
- (3) 自己点検・評価委員会
基本方針に基づく自己点検・評価の実施及び点検・評価結果の取りまとめを行う。

3. 内部質保証システムの手順・手続き

- (1) 学長は内部質保証推進室に対し自己点検・評価の基本方針の策定、及び自己点検・評価の実施について依頼する。
- (2) 内部質保証推進室及び自己点検・評価委員会の指示に基づき、教育・研究等の点検評価項目の担当組織はその活動の自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書として取りまとめ、自己点検・評価委員会に提出する。
- (3) 自己点検・評価委員会は各担当組織の自己点検・評価の結果を踏まえ、全学的立場から自己点検・評価を行い、大学全体の自己点検・評価報告書を作成の上、改善事項を付した上で、内部質保証推進室に提出する。

- (4) 内部質保証推進室は、報告内容を取りまとめた上で検証を行い、学長に対し大学全体の自己点検・評価報告書とともに、改善事項については期限を付した上で改善するよう意見を添えて回答・報告する。
- (5) 学長は回答の内容を精査し、改善が必要と判断した場合は、内部質保証推進室に対し期限を付した上で、改善活動を行うことを指示する。その際、本学が認証評価機関及び行政機関から受けた指摘事項については、必ず改善事項とする。
- (6) 内部質保証推進室は学長の指示の下、当該の組織に対し期限を付した上で改善活動を行うこと、及びその状況を内部質保証推進室に報告することを指示する。
- (7) 当該組織は改善指示に対して改善活動を行い、その状況を組織の長から内部質保証推進室に報告する。内部質保証推進室は内部質保証の観点から改善事項の達成状況について検証するとともに、当該年度の自己点検・評価及び改善の結果の総括、及び関係報告書等の公表についての意見を添えて学長に報告する。
- (8) 学長は、大学全体の自己点検・評価報告書、及び公表が必要と判断した情報をホームページ上等において公表する。
- (9) 法人に係る内容等、大学の教育研究以外の評価項目における自己点検・評価、及び改善事項が発生した場合の改善指示は、学長と理事長が協議の上その都度対応する。
- (10) PDCA サイクルの適切性を定期的に検証するため、学長は学外の有識者に対して「外部評価」を依頼する。外部評価の結果を尊重するとともに、遅滞なく内部質保証推進室に報告の上公表する。PDCA に改善事項があった場合は、改善指示を行う。

4. 内部質保証及び PDCA サイクルの周知と理解

大学の運営方針、年度計画、実施状況及び評価結果等内部質保証に関する活動に関する情報は、教職員及び関係者全員に周知し、課題認識を共有する。さらに、各種媒体を用いて教職員・学生のみならず、広く社会に向けて情報公開し、周知する。SD・FD 活動等により、内部質保証及び PDCA サイクルや根拠に基づく大学運営に関する研修等を行い、教育・研究等の質の改善・向上に対する教職員の高い取り組み意識を形成・持続させる。

(以上)